

平成20年度 第9回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成21年3月25日（水）

新宿区 区長室 区政情報課

新宿区情報公開・個人情報保護審議会（第9回）

次第

平成21年3月25日（水）午後3時

新宿区役所本庁舎6階第2委員会室

1 開会

2 議事

(1) 資料67 緊急雇用対策における就労支援総合相談業務の委託について（報告）

(2) 資料68 新宿区定額給付金・子育て応援特別手当給付事業に係る目的外利用及び委託について（諮問、報告）

3 その他

4 閉会

【寄本会長】 それでは、ただいまより、平成20年度第9回情報公開・個人情報保護審議会を開催します。まず、資料について、事務局から説明をお願いします。

【区政情報課長】 それでは、資料の説明をさせていただきます。事前にお渡しした資料は、「平成20年度第9回 情報公開・個人情報保護審議会資料」として、資料67「緊急雇用対策における就労支援総合相談業務の委託について」及び資料68「新宿区定額給付金・子育て応援特別手当給付事業に係る目的外利用及び委託について」でございます。机上配布の資料といたしましては、資料68「新宿区定額給付金・子育て応援特別手当給付事業に係る目的外利用及び委託について」のA4版1枚の正誤表でございます。また、本日新聞折込みで区民に配布しました広報しんじゅく3月25日臨時号、定額給付金・子育て応援特別手当の臨時号を配布させていただいております。

資料についてのご説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【寄本会長】 ありがとうございます。資料について何かご質問ございませんか。それでは、次第に沿って審議を進めてまいります。

まず、資料67「緊急雇用対策における就労支援総合相談業務の委託について」でございます。ではご説明をよろしく願いいたします。

【仕事センター担当副参事】 それでは、お手元の資料67に基づきまして、緊急雇用対策における就労支援総合相談業務の委託についてご報告をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、事業の概要でございます。事業名はこちら記載のとおりでございます。私ども産業振興課の新宿消費生活センターとなっておりますが、具体的には私ども仕事センター担当ということで、就労支援の事業を担当してございますので、所管が私どもということでございます。目的は記載のとおりでございます。

事業の内容ですが、一つは大きく相談業務ということで、6項目に記載がございます。相談者の状況や意向把握、支援雇用プログラムの調整、こういったものが主なものになりますが、あわせて就労関係の整備に向けた生活支援等々の事業のご紹介であるとか、誘導、こういったことも提供していく。特にハローワークとも連携を強く結びつきを持ちまして、こちらに誘導し、一般就労への支援をするといった最前線の窓口機能を区に持つとこういう意義で、この事業を展開している次第でございます。

実施の体制でございますが、相談窓口、この本庁舎1階のみずほ銀行のATMがございます。脇に、この2月25日から開設をさせていただきました。窓口は4名の体制でございます。コーディネーターが1名。もちろんコーディネーターもキャリアカウンセラーの資格を持ってござ

います。相談員が2名、このキャリアカウンセラーの資格を持つ相談員が2名、それから事務補助員が1名といった、4名の体制で事業を運営してございます。

1枚おめくりをいただきまして、個人情報の収集を伴う委託ということで、それぞれ必要な事項を記載をさせていただきました。委託先につきましては、特定非営利活動法人ワーカーズコープ、こちらに業務を委託をしてございます。収集する項目でございますが、住所、氏名、年齢、学歴、職歴といったいわゆる基本属性に関する情報、それから居住の形態、お住まいになっているのか、お宅がない、いわゆるネットカフェ難民と呼ばれる方々なんかもご相談が当然ございますので、居住の形態、それからお持ちの資格、それから就労に対する要望等、現在の生活状況、こういった項目をお聞きをしまして、紙媒体で記録をさせていただいてございます。

委託の理由でございますが、こちらに記載のとおり、その相談には専門性が必要でございます。そういった観点からそのような機能を持つこの特定非営利活動法人に業務を委託するということでございます。委託の内容は先ほど事業でご説明した内容のとおりでございます。委託の開始時期及び期限につきましては記載のとおり、2月25日から本年度は3月31日まで、以降継続の予定ということでございます。

委託にあたり区が行う情報保護対策、契約にあたり、もう一枚おめくりいただいたところにお付けしてございます特記事項、こちらにより制約をしていく。また業務終了後に収集し作成した相談記録票、これをすべて返却をさせる。また、受託事業者に対しては取扱責任者、先ほどコーディネーターとして入っていただいておりますものを指定してございます。また収集し作成した相談記録等の情報は、施錠できる金庫、キャビネットでございますけれども、こちらに毎日保管をしてございます。

雑駁ではございますが、私からの報告は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

【寄本会長】ありがとうございました。

それでは委員の方、どうぞご質問等ありましたら。

どうぞ。

【久保合介委員】情報項目の中にある居住形態とは例えばどういうことですか。

【仕事センター担当副参事】具体的には、例えば今お住まいになっているアパートであるとか、持ち家だとか、そういう形で、住む場所がまずあるやなしやということをお伺いをしまして、ある場合については特にその後、突っ込んだことはお聞きしません。ない場合に、現在どのよ

うな形で暮らしているというか、寝泊りなさっているのかといった状況を詳しくお伺いするというようなことになってございます。

【寄本会長】どうぞ。

【久保合介委員】説明で十分了解しました。

ところで、課長の説明の中で、たびたび総合相談窓口という言葉が常に入っていたんですけども、いただいた文書の中には窓口という言葉はありません。これは何か特別意味がありますか。

【仕事センター担当副参事】失礼いたしました。私どもは常に1階の相談事業を展開している窓口を、総合相談窓口というように呼んでいることで、今ご紹介の中で、正式には就労支援総合相談業務でございます。訂正をいたしまして、おわび申し上げます。

【有馬委員】ちょっと直接に関係はないのかもしれない、関係ないと言えないし、あるといえばある。これは25日から業務が立ち上がって、およそ何名ぐらいが現在まで来ておられるかわかりますか。

【仕事センター担当副参事】おとといまでの実績になりますが、約145件のご相談をちょうどいしてございまして、1日あたり、7.何人とかという形で、7人から8人ぐらいのご相談ということでございます。

【寄本会長】どうぞ。

【有馬委員】そうすると、これを受託事業者に負わせる情報保護対策で、先ほどのご答弁でわかっただけですけども、毎日のように、7、8人ないしはもうちょっとふえていく可能性も十分あったんですね。そうすると、日々、その相談業務に来られて、さまざまな情報をこうやって聞かれて、それを日々施錠ができる金庫に入れて、また毎日そういうことの繰り返しの中で、また必要であれば情報をとって調べていくとか、連携していくとかそういうイメージ、そういうことでよろしいですか、理解。

【仕事センター担当副参事】個人情報の管理については、今委員がご指摘のとおり、毎日施錠できるロッカーにしまして、再来のご相談、当然ありますので、ある程度整理番号で管理をしながら、ご相談者がまた再びお越しになったときには、前の状況は当然前の記録票につけ直すような形で追加をして相談を受けてございますので、今のところ再来のご相談というのは、10人程度で、今のところ最大で3回ぐらいが一番多いようです。あとは大体一回で結びつけるハローワークであるとか、福祉部に結びつけて、そのあとそちらで対応いただくという例が多いものですから、そのほかの方々については1回で大体相談が今現状としては終了しているとい

う状況でございます。

【有馬委員】 そうすると、例えば再来も含めて、そういう情報の連携をするときに相手方のほうの情報の共有というのは、その情報をもとに、口頭のやりとりが多いんでしょうかね。それとも例えばその文書そのものをファックスのやりとりをするとか、そういったこともあったりもということもあり得る話でしょうか。

【仕事センター担当副参事】 個人情報を外部に提供するというところを想定してございませんので、現在のところは個人情報に類するものにつきましてはご照会先のほうにはお出しをしております。ご本人に持たせて、それでご相談をしていただくと、こういった対応をとってございます。

【寄本会長】 ほかにございませんか。あざみ委員。

【あざみ委員】 私も今有馬委員がお聞きになったところを聞いたかったですけれども、連携する先の場所には送らないということなんですね。わかりました。

それでその金庫というのは、実際のところあのスペースのどこかにある。

【仕事センター担当副参事】 キャビネットが2台入ってございまして、1台は2段式のパソコン等をしまえる引き出し型のキャビネット2段、大きなものがございまして。それから今記録票を保管しているのは奥の面接相談室の隅に、2段式の引き出し、キャビネットがありまして、そこに施錠して管理をすると、こういうような対応をとってございます。

【あざみ委員】 スペース的に狭いので、別の場所なのかなというふうにちょっと思ったので。わかりました。

それから、業務終了後には、情報を返却させるというふうに保護対策がなっていますけれども、この業務終了後というその業務の意味というんでしょうか。これは委託が終わったときという意味ですか。

【仕事センター担当副参事】 ご指摘のとおり、委託契約が終わったときということでございます。

【あざみ委員】 そうすると、先ほど一回で終わる方もいるということではありましたが、その方の記録をとにかく委託期間が終了するまでずっとワーカーズコープさんが持っているという状態だということによろしいですね。一回一回返却というか、渡すということではないということですね。

【仕事センター担当副参事】 ご指摘のとおり、一月、二月あいて、私どもも今までいろいろな相談を受けていますけれども、ご相談に来るケースというのは当然ありまして、中には6か月

くらいあくケースもありますので、一定の期間はそこでもって再来相談をできるような体制はつくっておく必要があるというふうに考えてございますので、年間で前年度の分をお預かりするなりなんなりとこういう形が妥当かというふうに考えてございます。

【あざみ委員】それから、4人体制ですけれども、この4人の方というのは同じ人という意味で捉えてよろしいわけですか。

【仕事センター担当副参事】そうでございます。今4人固定で入っていただいております。お休み等々の欠員が出る場合に、同等の能力を持つ、資格を持つ者を別の者が代替で入っていただくという予定になりますけれども、今のところ4人とも元気に、一日も休まず来ていただいておりますので、別の方がお見えになったということはございません。

【あざみ委員】キャリアカウンセラー2名とか事務補助員1名、こちらのほうは休みの場合は補充ということはあると思うんですが、コーディネーターというのは、取扱責任者になるわけですね。その意味では、この方がお休みになったときに、別の方がということになるんですか。

【仕事センター担当副参事】コーディネーターが急きょお休みという場合につきましては、ワーカーズコープ本部のこの事業責任者がこちらに来ることになってございます。

【あざみ委員】ここは情報を取り扱う大変重要な方ですから、しかるべき方が代理であってもやるということで、わかりました。

以上です。

【ひやま委員】相談窓口の4人体制ということで、実際に個人情報の中にあります記録票の取り扱いについてちょっとお聞きしたいんですけれども、キャリアカウンセラーと事務補助員とございますが、この方々のそれぞれの業務上の記録票の取り扱いというのは、例えばキャリアカウンセラーが相談を受けて、それである程度の処理をして、その処理をした後に事務補助員にその記録票をお渡ししてというような状況になるのか。その記録票の取り扱いというのは、実際的にどういう形で最終的に保管されるのかというのをちょっとお聞きしたいんですが。

【仕事センター担当副参事】キャリアカウンセラーがご相談を受けまして、記録票を起こしまして、見るのはコーディネーターでございます。事務処理をしている者は、一応、性別と歳代とそれから相談の区分、要は統計情報をキャリアカウンセラーのほうから報告を受けて集計をするという事務と、それからご相談者に例えば東京都の事業のご紹介をしたり、情報提供するという担当を事務担当にはしていただいておりますので、直接的に記録票を見て整理するということは、事務担当者がやっているというわけではございませんで、最終的にはコーディネ

ーターが取りまとめをするということになってございます。

【ひやま委員】ということはコーディネーターが最初から最後まで記録票の維持管理を一人でされているという理解でよろしいですか。

【仕事センター担当副参事】入り口はキャリアカウンセラーが相談で聞き取りをして記録票を起こしますので、それが最終的にどういう方向でこの方を誘導すべきかというのは、コーディネーターとキャリアカウンセラーがその記録に基づいて相談して決めて、奥の個人面談のお部屋のところでご本人とお話しした上で決めていくということで、そこで記録票が保管されてくるという流れになってございますので、基本的にはキャリアカウンセラーとコーディネーターを通じて最終的には記録票が保管されていくというような流れになってございます。

【林委員】ちなみにちょっと伺いたいですけれども、先ほどの方も言われたように、重要なポイントには、このコーディネーターとキャリアカウンセラーという方なので、ちょっと教えていただきたいのは、それぞれ公的な資格なのかどうか。昔の労働省というのがあって、そこでもって産業カウンセラーとかそういうのはよく聞いたんですけれども、私はお恥ずかしいんですけれども、そのキャリアカウンセラーというのは要するに社内的な資格なのか、それとも公的な、国家もしくは国定の資格なのか、何なんですかね。

【仕事センター担当副参事】キャリアカウンセラーにつきましては、厚生労働省がそのキャリアカウンセラー養成事業というのを展開してしまして、その養成機関を幾つかの事業者、民間の事業者に委託をしております。その受託をした企業のところで研修を受けて、認定資格をいただくというようなルールになって。

【林委員】産業カウンセラーみたいな。

【仕事センター担当副参事】そうです。それからコーディネーターにつきましては、私どもコーディネーターというふうな呼び方をさせていただいていますが、具体的にはキャリアカウンセラーで実際に今までに相談の窓口を統括をしたことが事実上経験としてある者をコーディネーターとして配置をしてほしいということで、事業者に要望させていただいて、私どものはコーディネート業務を主にしていただくという意味でコーディネーターという呼び方をさせていただいておりますが、公的な資格ではございません。

【林委員】そうすると、今のあれだと、なかなか個人情報保護法からいって、コーディネーターかキャリアカウンセラーの方が余り胸を張って詳細にわたる形での個人情報の取り扱いをするのは、かなり制約が出てくると思うんですね。公的でないということになると。というのは、公的なあれの中には個人情報の取り扱いについてのきちんとした教育があつてされていますか

ら、今おっしゃったように、要するに社内的なものだということになると、よく言う公正証書と私署証書の違いみたいなもので、やっぱりちょっとそこら辺のところは取り扱いをよほどあれしていかないと、区に後々迷惑がかかってもいけないと思いますので申し上げました。

【寄本会長】ありがとうございました。

ほかにございませつか。よろしいですか。

では本件は了承ということによろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

【寄本会長】ご苦勞さまでした。

それでは、次は資料68になります。「新宿区定額給付金・子育て応援特別手当給付事業に係る目的外利用及び委託について」でございます。

ご説明をお願いいたします。

【総務課長】お手元の資料に沿ってご説明をさせていただきます。

まず今回、諮問が目的外利用に係る部分、それから報告が重要な個人情報の提供に伴う委託等ということで、二本立てになってございます。

それでは資料を1枚お開きいただきたいと存じます。

事業名が新宿区定額給付金子育て応援特別手当給付事業、担当課が総務部総務課でございます。この事業のあらましなんです、きょうできたてのこの公報の臨時号ですね。お配りしてございますので、ちょっとこれを右側にでも置いていただいて、ごらんになりながらご案内をしたいと思ひます。

まず一つが、定額給付金でございます。こちらは平成21年2月1日、これ基準日と言っておりますが、住民基本台帳に記録されている方、それから同じく外国人登録原票に記録されている者。ただ、外国人の方につきましては、短期滞在者、不法滞在者は除くとこのようになってございます。

それからもう一つの子育て応援特別手当でございますが、これも同じく2月1日基準日に、住民基本台帳に記録されている。そして3歳以上、18歳以下の子が2人以上いて、その第2子以降が就学前3学年の子である者。(2)の外国人につきましても、同じ基準日で外国人登録原票に記録されているということで、短期滞在者、不法滞在者を除くということでございます。

子育て応援特別手当なんです、ちょっとこれは複雑な言い回しになってございますので、この広報の臨時号の裏面をごらんいただきたいと存じます。こちらに図が書いてございます。3つほどの図が書いてございまして、この中でAさん、Bさん、Cさんの例が載ってございま

すが、Aさんの世帯の場合ですね。この3歳以上18歳以下の子というのが、このピンクで囲まれているところがそれに該当するわけでございます。このAさんのお宅には4人お子さんがいるんですが、この4人目が生年月日が平成17年4月2日以降の子どもということで、これは3歳以下ということですので除かれるということですので、この場合は3人でカウントすると。そのうち、この就学前3学年ということがこの白抜きのところでございます。そこが2人目、3人目ということで、この場合ですと2人分ということで、お1人につき3万6,000円、7万2,000円とこのようになるということでございます。

Bさんの世帯なんですが、Bさんの世帯はこの丸々上のAさんと違うところは1人目のお子さんではなくて、1人目のお子さんがこの対象の就学前3学年にいるといった場合に、その場合にはこの2人目ということでございますので、3万6,000円掛けるお1人分というような計算になります。

それからCさんの世帯ですが、こちらはお子さんが3人いらっしゃるんですが、18歳以上のお子さんがいらっしゃるということでございます。それで就学前3学年のお子さんがこの白抜きのところでございまして、こちらが3人いるんですが、対象になるのはこの白抜きの3人目となっているところということで、1人ということで3万6,000円と、こんなようなパターンでございます。

それでまた資料のほうに戻りまして、申請受給者ですが、定額給付金のほうは住民基本台帳で記録されている方につきましては、世帯主、それから外国人の方はそれぞれ記録されているそれぞれの方が申請者であり、受給者になるということでございます。子育て応援特別手当は、いずれも世帯主と、このような区分になってございます。

新宿区におけます人数と予算の額でございますけれども、定額給付金につきましては、新宿区のこれは外国人の方も含めまして、2月1日現在に登録されている方、それからあと、これはさかのぼり登録といいまして、2月1日以降、新宿区に転入された方については、一定の要件のもとにさかのぼって登録するというようなことが可能でございますので、それらを加えまして、32万9,243人ということでございます。給付総額が47億2,406万円でございます。子育て応援特別手当は対象者数が2,580人、給付総額が9,288万円でございます。

給付の方法でございますが、郵送で申請書をお送りいたしまして、必要事項をご記入いただいて、郵送で区のほうにお返しいただくと。そこに指定した口座に振り込むというのが原則形でございます。

事業の目的でございますけれども、ここに記載のように、住民の生活支援、それから地域の

経済対策に資するというようなことで行うものでございます。

1枚おめくりいただきたいと思います。子育て応援特別手当は事業の目的は、多子世帯のとりわけ幼児期における子育てを支援するというもので、いずれも今回限りの給付ということでございます。こちらの事業の内容ですが、これはかなり大まかに記載してございますが、まず給付対象者のリストアップを行って、それをもとに申請書を郵送します。返送されてきた申請書の内容を審査して、指定の金融機関に振り込む。それと区民からの相談、お問い合わせに対応するために、コールセンターを開設する。それ以外にもいろいろなPRを行っていくというものでございます。

申請期間といたしましては、4月6日から6か月ということで10月6日、これが両方の事業とも同じでございます。ちょっと申しおくれで恐縮なんですけど、定額給付金の給付の額でございますが、18歳以下が2万円、19歳から64歳が1万2,000円、65歳以上の方については2万円ということでございます。それから子育て応援特別手当は1人につき3万6,000円とこういう内容でございます。

それでは1枚おめくりいただきたいと存じます。それで今回、目的外利用をさせていただく個人情報につきましては、これ以降、全部で4件でございます。まず1番目が外国人登録情報の目的外利用でございます。保有課は地域文化部戸籍住民課でございます。登録されている個人情報業務は、外国人登録、現在、文書・帳票・電子的媒体で記録されているものでございます。記録されている個人情報の項目はここに記載のように、1から20ございますが、今回、目的外利用をさせていただきたいと考えておりますのは、右側のほうに記載しております氏名、生年月日、性別、住所、外国人登録番号、在留資格、在留期間、上陸許可年月日、世帯主名、続柄、家族事項、旅券番号、旅券発行年月日、前居住地の14項目でございます。

情報はどのような媒体で提供を受けるかということでございますが、これは抽出したデータを電子媒体ということで磁気テープ、大容量の磁気テープでいただくというようなことを考えてございます。それで目的外利用の理由でございますけれども、この2月1日時点で外国人登録をしている外国人に定額給付金を給付する必要がある。この中で、先ほど申し上げましたけれども、その在留資格で短期滞在とか不法滞在者を除く等々ございますので、そういったことを審査するためにも、これらの最低限の個人情報を目的外利用させていただきたいということでございます。目的外利用の期間でございますが、この個人情報審議会でご承認いただければ、3月27日から12月10日までを考えてございます。

次に目的外利用の2件目でございます。1枚お開きいただきたいと存じます。成年後見審判

請求等事務情報の目的外利用でございます。保有課は福祉部高齢者サービス課でございます。個人情報業務の名称でございますが、成年後見審判請求等事務ということでございまして、これは成年後見制度の中で、市区町村長が後見人を選任するための家庭裁判所への審判請求を行う、こういう事務がございまして、そこでここに記載のような情報を保有しているところでございます。この保有している情報項目は記載のとおりでございますが、このうち、今回、目的外利用をさせていただきますのは、本人氏名、生年月日、住所、後見人等氏名、後見人等住所でございます。目的外利用の理由でございますが、認知症等、高齢者の代理申請を受け付け、また審査をするためということでございます。目的外利用の期間は先ほどと同じく、3月27日から12月10日まででございます。

恐縮ですが、1枚おめくりいただきたく存じます。3件目の目的外利用でございますが、広報紙の発行及び配布情報（視覚障害者に係るものに限る）の目的外利用でございます。保有課は区長室区政情報課でございます。登録された個人情報業務の名称は、広報紙の発行及び配布でございます。こちらには、広報「しんじゅく」の点字版定期送付者の氏名及び住所でございます。こちらを目的外利用させていただくものでございます。その理由でございますが、視覚障害者の方は申請書を重要な書類と認識できず、破棄してしまうおそれがあるために、封筒に定額給付金に関する重要な申請書が中にあるということを点字テブラを用いて対象者の方に表示をさせていただくということで、確実に申請をしていただくような措置を講じる必要があるというためでございます。目的外利用の期間は先ほどと同じく3月27日から12月10日まででございます。

それで最後の4件目でございます。恐縮ですが、1枚おめくりいただきたいと存じます。

国民健康保険情報の目的外利用でございます。保有課は健康部医療保険年金課でございます。登録されている業務は、国民健康保険でございます。ここに登録されている項目については、別紙にございますが、1枚おめくりいただきまして、8ページ、9ページ、10ページと相当膨大な個人情報にかかわる情報項目がこちらのデータにあるんですが、このうち、目的外利用をさせていただきたいのは、外国人の世帯状況を確認するために必要な情報ということで、国保記号番号、世帯区分、住民番号、資格区分、続柄、住民区分でございます。子育て応援特別手当給付事業等の遂行に当たりまして、外国人世帯情報の把握に必要なためということで、期間は先ほどと同じ期間でございます。

お手元に正誤表が本日配ってございます。大変申しわけございませんでした。今ちょっとご説明の中で触れておけばよかったんですが、ちょっと戻っていただきまして、4ページとそれ

から5ページ、6ページのこの欄の右側の上から2段目のところですね。登録する予定の個人情報業務の名称、こちらが当初お配りした資料は定額給付金給付事業のみ記載してございまして、こちらに子育て応援特別手当給付事業を追加させていただくものでございまして、お詫びして訂正申し上げます。申しわけございませんでした。

それと、これが4ページ、5ページ、6ページ、いずれもそうでございます。7ページの国民健康保険の目的外利用でございます。こちらも今同じ欄が、こちらは子育て応援特別手当給付事業のみになってございまして、こちらに定額給付金給付事業を追加させていただくとともに、その下にあります何のために目的外利用をするのかというところで、子育て応援特別手当給付事業の遂行に当たりとなってございまして、こちらに定額給付金もあわせて追加させていただきます。お詫びして訂正申し上げます。大変申しわけございませんでした。

それでは引き続きまして、報告事項のほうに参らせていただきたいと思います。12ページをお開きいただけますでしょうか。こちらは重要な個人情報の提供を行う委託等についてのご報告でございます。件名が定額給付金給付業務の委託、それともう一つが子育て応援特別手当の給付業務の委託ということでございます。

それで、これらの目的外利用でいただきました情報が、今度は総務部総務課で保有しているということで、定額給付金給付業務ということで、保有したものを右側にありますこれは予定でございますが、受託予定者ということで、凸版印刷株式会社、それとコールセンター業務をさらに再委託する株式会社ベルシステム24、それから窓口業務につきましてはテンプスタッフ株式会社に委託をする予定でございます。媒体は電子媒体ということで、カートリッジ・マグネティック・テープ、磁気テープ等でございます。こちらは大容量のデータということで、基本的にテープということでございます。業務委託に提供いたします個人情報は、別紙のとおりということで、次の13ページをお開きいただきたいと思います。こちらは住基システムでございます。住民番号、住民区分、氏名等々、こちらの記載の項目でございます。それから外国人登録原票、こちら先ほど目的外利用のほうでご説明をさせていただきました項目でございます。成年後見審判請求等事務情報も先ほどの目的外利用のところでご説明した項目でございます。広報紙の発行及び配布情報、国民健康保険情報は、先ほどご説明して記載のとおりでございます。

それと、振込明細一覧表ということで、振込先、口座番号、受取人氏名、金額というものを委託で使わせていただくというようなことでございます。恐縮ですが、ちょっとお戻りいただきまして12ページにお戻りいただきたいと思います。業務委託に伴って、受託業者が収集する情

報項目としては、口座情報、それから本人確認書類のコピーとなっております。委託の理由でございますが、本件業務は受託会社において行うシステムの構築、それからデータ入力、そして印刷、発送、コールセンターといった一連の業務を含んでおりまして、業務全体を円滑かつ迅速に遂行していくために委託をし、受託者の情報セキュリティー等々に関する安全性の高いそういうノウハウを最大限活用していくためでございます。

委託の内容は1から8までございます。1はシステムの構築・運用・管理、それから2が申請書等の作成・印刷・発送、それから3が申請書の受領・内容審査・データ入力、4が口座データの提供、それから5がコールセンター、問い合わせ電話でございます。6が振込完了通知の作成・印刷・発送、7が開設窓口業務、それから8が広報業務ということでございまして、このうち、5及び7につきましては、随時必要事項を口頭により個人に対して聴取することも含まれているものでございます。5というのは、問い合わせの電話、それから7が窓口でのご相談といったときに、どうしても個人情報を聞いてしまうというようなことがございますので、そのことを含んでいるということでございます。

業務の開始時期が3月27日から終了が12月10日まででございます。区が行う情報保護対策といたしましては、プロポーザル方式で業者を選定を既に予約というようなことで選定をしておりますが、契約に当たりまして別紙にあります特記事項、これが一番後ろのページでございます。16ページ特記事項ということで、1から13、損害賠償、基本的事項から損害の賠償まで含まれた特記事項を付すということでございます。

それから受託業者の情報保護対策につきましては、これはかなり概略的に書いてございますが、情報統括室ということで個人情報保護の徹底を図る。とりわけその帳票類が置いてある、あるいはシステムに触れる人の生体認証も含めたセキュリティー、それから入退室の管理、それからそうしたシステムを操作したログですね。それから入退室の管理に当たっては、監視カメラもセットをして管理をしていくということ。それから記憶媒体の利用制限は先ほど申し上げたとおりです。個人ごとの制限、そういったものを図っていくというようなことでございます。以上が定額給付金業務の委託でございます。

1枚おめくりいただきまして、14ページ、子育て応援特別手当業務の委託、こちらにつきましては、基本的に今ご説明を申し上げた内容と同じでございますので、大変恐縮ですが説明のほうは省略させていただきます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【会 長】ありがとうございました。

どうぞご質問、ご意見ございましたら。

どうぞ。

【久保合介委員】 最後にご審議のほどお願いいたしますと言われたんだけど、非常に説明が多岐にわたり量が多い、しかも時間的に長い、そして訂正箇所がある。その上あっち行ったりこっち行ったり。これでは僕みたいに頭が悪いと、もう理解するのにパンクしてしまいました。もうどうでもいいやと、何も言わないでというふうに思ってしまったけれども、これは担当の課長の問題ではなくて、区政情報課の問題ですよ。こんなに多岐にわたって時間もかかってあっち行ったりこっち行ったり説明。何か改善の方法ってないんですか。この物事性格上やむなしということなんですか。皆さんに聞いてください。皆さん簡単に理解されたんだと思いますけれども、頭が違うから。僕には全然わからない。行ったり来たり行ったり来たり。もう本当にいろいろなことでしょう。説明が。

【区政情報課長】 今回の定額給付金と子育て応援特別手当の給付事業につきましては、非常に大きな事業で、区としても各部から職員が集まって取り組んでいるという事業になっております。また、時間的にも非常に時間のない中で取り組んでいるということで、こういった審議会に当たりまして、特別に今回第9回の審議会を年度末にもかかわらず開催させていただくということで、皆様にご足労をかけたわけですが、その限られた時間の中で準備したということもありまして、少し資料等がちょっと多くなってしまったと。また内容的にも非常に大きなものであるという形でこういうものになったということで、ご理解いただければと思います。

【久保合介委員】 やむを得ないんだろうと思います。

確かめたいんですけれども、4、5、6、7の訂正箇所については、こういうことでいいのでしょうか。4、5、6については定額給付金給付事業と同時に、ここに子育て手当給付事業というのを入れるんだと、それから7ページは逆に、子育て手当のところにもう一つ定額給付金事業を入れるんだというふうに理解していただいいですか。

【総務課長】 ご指摘のとおりでございます。

【久保合介委員】 文句ばかりで悪いんですけれども、単なる書類作成上のミスとは言えない基本的な問題、なぜそんな大きな訂正が起きるんですか。本来、入っているのが当たり前のことですよ。これ単なるパソコン打ったときのミスとは思えないんですけれども、一体なんでこういう間違いが出るんですか。

【総務課長】 大変説明もあっち行ったりこっち行ったりということで大変申しわけございませ

んでした。こちらについては、ミスと言えば本当に私のチェックミスでございまして、もうその一言に尽きるわけでございますけれども、言ってみればその申請の仕方が外国人の場合は定額給付金のほうはご本人が申請する。それで子育て応援特別手当は世帯が申請する。こういうふうに入り組んでいまして、とりわけ新宿区の場合は外国人の方が大変多ございまして、外国人同士で世帯になっているというケースもあれば、父親が日本人で、母親が外国人であるとかって、そういういろいろなケースが想定されておまして、どれをどういう情報を使うかということをも十分整理をしておったつもりなんですけど、最後のこのところで掲載するところにつきましては全くの私の確認ミスでございます。もうおわびのしようもございませんが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

【久保合介委員】わかりました。大変な業務だと思います。

それで説明の中にあつた外国人登録原票に登録されている方のみということなんですけど、別な言葉で言えば、何らかの形で日本に税金を落としていて、納めている外国人というふうに分ければいいということですか。世帯主が。

【総務課長】これは非課税とかそういうことは別にして、この外国人登録原票に基本的には外国人の方はここに登録をするということになってございますので、税を納めようと納めてまいと、新宿区で登録をされた方については全員に定額給付金を給付するということでございます。

【久保合介委員】全く税金を納めていない人にでも定額給付金は行き渡るんだということですね。

【総務課長】はい、そうです。

【久保合介委員】お子さんの場合は税金を納めない。当然、世帯主が納めていけばいいわけだけれども、普通は生きている限りは収入があつて生きていて、税金を納めているんだよね、普通はね。よほどの事情がない限り。生活保護とかあるけれども、基本的に。外国人の場合は全く税金を納めていなくても給付金が交付されるというふうに分かっていると理解します。

それでもう一つ伺つておきたいのは、子育ての手当のほうですが、現在新宿区では2,580人リストアップされたわけで、これは役所のほうでリストアップしなかったらわからないよ、本当に。自分たちが対象なのかどうか。だからこれはいいんですけども、この2,580人のリストアップされた人たち以外に、本来なら対象になるんだけども、いろいろな事情や理由によつてこぼれてしまうという可能性があるのかないのか。

【総務課長】子育て応援特別手当は、まだまだPRが不足しておりまして、新宿区の区立の幼稚園とか保育園だとか、あるいは児童館だとか、そういうお子さんやまたその保護者の方が多く集まるようなところ、こういうところに精力的にこれからPRをしていって、十分に確実に行き渡るようにしたいというふうに考えてございます。今回、リストアップしていないところから外れてというようなこともあります、これはこの広報の臨時号にございますように、この申請書を4月15日に一斉にお送りします。4月15日にうちは多分該当しているんだけど、来ていないよというようなお問合せにつきましては、ここにありますコールセンターのほうにどんどん照会していただきたいというふうに考えてございます。それまでに十分に区民の皆さんにこの子育て応援特別、定額給付金は割と皆さんご存じなんですけれども、子育て応援のほうはまだPRが不足しているところがございます、私ども積極的にPRに努めて、確実に漏れのないようにしていきたいという考えでございます。

【久保合介委員】定額給付金は今回一回切りですよ。子どもの手当のほうは一回切りではないんですか。

【総務課長】定額給付金と子育て応援特別、両方とも今回限りということでございます。

【久保合介委員】わかりました。

【小菅委員】3ページのところですが、業者の事業内容のところ、3ページの3番目ですね。いずれも申請者は必要事項を記入して申請するわけですね。個人情報と直接関係があるかどうか微妙なんです、申請できない人を想定しているのかどうか。ちょっと思いつきですが、例えば高齢者で字が書けない。それから見えない。見えない人はいいんですね。書けない。それから自分で認知症で対応ができない。そういう方を想定しているのかいないのか。その辺はどういう対応なんですか。

【総務課長】当然そういう方もいらっしゃるということで、想定してございます。こちらに書いてあるのは、原則形ということでございまして、一切もう郵送以外受け付けないかという、決してそういうことではなくて、今おっしゃられたような特別な事情がある方、例えば施設に入所されている方ですとか、あるいはもう要介護状態がかなり進まれている方とか、そういう方については代理申請とか、そういったことも想定してございます。したがって、こちらに書いてあるように、申請書は郵送でお送りさせていただきますが、それをまた窓口で受け付けるとか、特別な事情がある場合ですね、そういうことも想定してございます。

【小菅委員】そういう方がいらっしゃる場合、かなり代理の方が個人情報を知る機会があると思いますけれども、そういう対応は一切見れない、ここに出ていないわけですね。例えば、そ

の代理人になるのは、これは私の予想ですけれども、例えば町会長さんとか、民生委員の方が代理でやるのかもしれませんがね。その人の情報の防止をどういうふうに考えているのかわかれば。

【総務課長】代理は、法定代理人を考えてございます。したがって言ってみれば全く法律に基づかないということで、その代理でその方の大切な個人情報を持って区に来るといようなことは受け付けません、そういうふうにする予定でございませぬ。

【小菅委員】現実には区内には75歳でおひとり暮らしの方が恐らく1万とか2万とかといふかなりの数の方がいらっしゃると思いますので、むしろそういう方を申請しやすくしなければいけないだろうと思いますね。ちょっとそういう点の配慮がどうなんでしょうか。この範囲内では見えないんですけれども、ちょっと心配です。

【寄本会長】ありがとうございました。どうぞ。

【林委員】先ほど久保委員が言われたように多岐にわたってしまってますみません。この12ページのところがちょっと気になるんですけれども、今までの個人情報の扱いと違って、今回の場合は確認したいんですけれども、主に振込先とか口座番号、受取人氏名、金額等は全部ここに知らしめるわけなんですけれども、ちょっと私がわからなかったのは凸版印刷株式会社かと思えば、ここの先に両方ともこの2つの項目、2つとも株式会社ベルシステムのコールセンターと、それからテンプスタッフ株式会社というふうに書かれていますけれども、先ほど総務課長が言われたように、16ページの特記事項にナンバー6のところ、適切な管理のところ、「乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。」というふうになっているわけですね。一切ということは一切ですから、「ただし」が書いてはあるんですけれども、「甲の承諾がある」、甲というのは新宿区のことだと思いますけれども、承諾があるからここのところに再委託を凸版印刷にいいよということにしたんですけれども、その承諾を私はこのベルシステム24とか、テンプスタッフ株式会社というところに全部の個人情報がただでさえ今いろいろ全国津々浦々でもってこの金額の配布についてトラブルが起きていますので、こういうところの承諾をした一番の理由と、それからどういう会社なのかというのが全然ここではわかりませんので、ちょっと再委託をした明快な理由を教えてくださいませぬ。

【総務課長】こちらは今回の予約ということで、プロポーザルの審査を一次、二次とやっております。いろいろ相当な各社が来たんですが、その中で特にそのセキュリティー面とその業務のノウハウというところで、まず……凸版印刷からいったほうがいいですか。凸版はよろしいですか。ベルシステムは、会社の概要、こちらは言ってみれば電話の受付、こうしたコール

センターのいわゆる業界の中での一番のところとされているところでございますが、ベル24でございますが、業界ナンバーワンというようなこともありますけれども、例えば広島市のコールセンターとか、国勢調査のサポートとか、そうした公共団体の業務をかなり請け負っているということ、その辺のセキュリティーの環境で、物理的なセキュリティー環境ということで、入退室管理とか、プリンター・コピーの利用制限とか、そうした措置が十分講じられているということ、それから第三者認証、ISO/IEC27001ということで、コレクトセンターとしては業界では最大規模の会社として認証を取得しているということです。

それから人的なセキュリティーということで、情報倫理綱領、機密保持の誓約書、情報法務研修といったようなことが十分に講じられているというようなことから、凸版印刷のこのグループ社としてこのベルシステムが適切ではないかということで、再委託先ということで入ったところでございます。

【林委員】そうすると、今、森を見て判断された感じで、中の木まではごらんになっていないと思うんですけれども、コールセンターの現状をもう課長も当然ご存じだと思いますけれども、大半が派遣というとおかしいんですけれども、簡単に言えばパートの方々とか、要するにローテーションを組んで100人単位、200人単位のコールセンター、恐らくここもそうなんですけれども、そういう形で、不特定多数の人がとにかくシステムがきっちりしているからそれでも成り立つけれども、一応は出入りするわけですね。そうするとその人たちが全部この振込先口座番号、受取人氏名等を知ったときに、多々、犯罪行為が実は出ているわけです。そのあれをあれして、情報が全部入ってしまうから、自分のところの例えばしかもこれはマグネットでもってカートリッジで持ち運びができますから、そういうようなことになってくると一体全体どういうふうにこれ、ほかの情報だけならばともかく、ここに振込先口座番号、受取人氏名まで全部入りますから、暗証番号まで下手すると入ってしまうような感じですから、そうするときには、ましてやこのテンプスタッフ株式会社が窓口業務ということになると、ここにどういふ人がどんな会社か全然わからないので、本来ここで審議すべき大きい目的としては個人情報保護としては全委員の皆さんに、この会社のこんな会社を区としては選定、チョイスしましたと、決定しましたとあって、この業者はどうでしょうというようなのが、もう当然のこと、自明の理として今ご説明されたけれども、私は個人情報保護、区民の代表としてはやっぱりちょっと心配だなと思います。

話が飛んで悪いんですけれども、今朝、先ほど課長からお話があったように、この会議に別に合わせたわけではないんですけれども、家でもってこの広報を見たときにあれと思ったのは、

もうここまで事は進んでいるんだなと思ったんですけども、もしきょうこの会議でいろいろな反論が出たときに、引っ込みがつかぬのかなど。要するにこの内容を一部変更とか、先ほど久保委員だとかに言われたみたいに、非常にいいアドバイスがあったわけですけども、それをこちらが検討されて、直ったということになると、例えば具体的にあちらの委員の方もご質問あったんですけども、寝た切り老人だとか75歳以上の動きが取れないお年寄りたちが、ここに紋切り型に通帳またはキャッシュカードのコピーとか、こう書かれていますけれども、これをコピーとれない人にだれがコピーをとってあげるとか、その費用はどうするんだとかみたいなことも何もないままになって、ですから、結構先ほどのとおりで多岐にわたってしまっているのかなと思うんですけども、まずはポイントとしてはこの業者は本当に特記事項がこういうことであるにもかかわらず、それを新宿区のほうとして承諾が、大丈夫ですよと言って、しかも審議を経たという部分があるならば、審議をする以上はやっぱこのベルシステムとかコールセンターとかというのを、実は私自身も余りコールセンターというのを実態をある程度知っているもんですから、余り信用していないんですね。要するになぜかという、非常に軽薄なんです。個人情報のあるものを任せても。私も数百人のところのあるものをちょっと関係したこともあるんですけども、非常にもう出入りが激しくて、それで情報というものに対する認識が紋切り型の教育を受けていて非常に簡単にして、人様のものをポケットに入れているような、悪気はないんだけど、ポケットに入れてしまっているとか、場合によってはそれをちょっと持って来いとかということで、例えばある大手の金融機関ではそれを利用して数千万円のお金が横領されているとか、口座番号を知ってしまうわけですからね。番号まで。ましやこのテンプスタッフ株式会社というのは、うんとというような気がする、ちょっと社名に似ていますから。

【山口副会長】すみません、ちょっとその辺あたりで。どういう体制がとられているのか。場合によってはそういうことも検討されているかもしれないので、ちょっと今一たん切ってこの段階での回答を求めます。

【総務課長】再委託先のセキュリティー対策でございます。本契約はこの審議会の後ということになりますので、今業者から提案いただいている内容から、この業者ということに予約しているという段階で、そこで行うセキュリティー対策ということで、先ほどちょっと口座番号の話がございましたが、ここのスタッフは口座情報は見えません。一切見れないことになっています。コールセンターとかそういうところでお問合せに応ずる内容というのは、その方が郵送が、例えば来ていないとか、あるいは今どういう状態になっているのか。私は申請書を送った

んだけれども、まだ振り込まれていないんだけれども、といったようなことを受けて、その進捗状況のデータは見ることができます。ただ、見るに当たっても、それぞれにID番号を付番して、パスワードをお配りしてもうその人しか見れない。それからあと、入退室については監視カメラとかそういうことできちんと記録が残る。もし万が一、外に何か持ち出すとか何かあっても確実にだれということがわかる。それからあとログが全部残るといような対応をまず原則的にとっています。

それからあと、従業員教育についてもそういうことがきちんと行われているか。これは委託業務を遂行する中で、私ども常に検査・指導をして、チェックしていきたいというふうに考えておりますので、それからきょうまたご指摘いただいた点についても、こういう措置が講じるというようなことがあれば、これから契約の中できちんとそれを反映させて遂行させていきたいとこんなふうに考えているところでございます。

【林委員】ありがとうございます。

それと今、ちょっと別の疑問が、ちょっとそこまでのご説明なかったものでよくわからなかったんですけども、またちょっと疑問が湧いたのは、それでは口座番号が見れないで、実際の入金実務とか、振込業務的なものはまずこのコールセンターのところでは、確認のコールをするわけですね。どういうコールをするか、それからテンプスタッフというのは、何をして、最終的に振り込む口座番号等のあれに振り込むのはだれがするわけですか。

【総務課長】振り込みは区が行います。ですので、口座の申請書の情報を私どもの会計室から銀行のほうに振り込みますので、そのもととなるデータをつくってもらおうと。それについて区のほうで審査をして、それで会計室を通じて口座に振り込むと。その辺のデータの受け渡しについては、先ほど言ったように、大容量のテープで、しかもそれはジュラルミンカーというこの業者独特のカーで、もう車で運ぶことがあるわけですけども、そういった場合にもそのジュラルミンケースにです。これもGISがついているケースなんです。万一、どこかに落っことしても、それがどこにあるかというのがGISって、地理情報システムで探索できる。それからもう自動的に一定時間がたつともうロックがかかってしまうというような、そういうものに入れて、それで自動車にもジュラルミンカーといってもうロックがかかってしまう。そういうケースに入れて運んでくる。それでそれを開けられるのも、言ってみればかぎを持っている人しか開けられない。もう当然ですね。そういうようなチェックをして、すべてそういうデータ、紙媒体でポケットに入れておくとかということは一切ない形で、システムで全部やっているということでございます。

【林委員】そういう体制を区がこれから今後も間に合うように体制をこれから組まれるわけですか。

【総務課長】今申し上げたジュラルミンケースだとか、何とかだとかといったようなものについては、ここの業者が持っていた特徴的なノウハウということで、ご提案いただいている内容でございます。

【林委員】それならちょっと各委員に説明が。

【山口副会長】ちょっとわかりにくいという質問もあったので、ちょっと整理させてもらいたいんですけども、要するに定額給付金を支給するのに、そのデータの処理を一括、その委託される。こういうことだろうと思うんですね。それと定額給付金と全く同じ方式で子育て応援特別手当ですか。その必要なデータというのが13ページと14ページに書いてある業者が扱う項目なんだと、こういうことですよ。そのデータは区役所の1カ所にあるのではなくて、いろいろなところのコンピューターに管理されているので、それを寄せ集めてきてその業者に提供するんですよ。こういうことになっているのかなという理解ですけども、それが目的外利用になるんだと。いままでいろいろなところでやって集まっているデータを、今回のために利用する。これが目的外利用で4件申請になっていますよ。もう一つは今回、その口座番号ですか、振込先の口座番号を今回用に住民の方から資料を提供してもらって、その業者が集めてくださって、それを区のほうへ報告すると。こういう仕事なんです。これを頼むんです。こういうことですね。

それでちょっと13ページと15ページは全く同じ項目だという理解なんですけれども、この一番上の住基システムというのが今の目的外使用なのか、これはどういう承認で出ているのか、ちょっとよくわからない。その次の外国人登録原票というのが4ページにあるその目的外利用、一番目の目的外利用ですね。これはわかりました。その次の成年後見審判云々というのはこれは5ページ、2番目の目的外利用、わかりました。広報紙の点というのは、点字の方のことだと思うんですね。これも6ページで3番目の目的外利用でわかっているんですけども、その次の国民健康保険での外国人の云々、これも4番目の目的外利用ですね。振込明細というのもこれも改めて一緒に収集してもらおうこれは報告事項ですね。問題は1番目の住基システムというのがつき合わせてみると、きょうの審議の対象になっていないんですけども、これはどういう理由で対象というふうにしているんですか。

【総務課長】住民基本台帳法の第1条に、住民に関する事務の処理の基礎とするということで、住民に関する事務の処理の基礎とするためにこの住基情報というのはもともとありましたので、

ある意味こういうような事務にそれを利用するという事は、目的外ではなくて、目的に則った利用の仕方になるというようなことから、目的外利用というようなことには当たらないで、ここにも目的外利用ということでは諮問していない、そういうような性格でございます。

【山口副会長】要するに、特に定額給付金のほうですけれども、これも全員に配るわけですね。だからそういう意味で全員だから、その目的外利用で全員に使うために使う、そういう意味でちょっと現実と言うと、子育て支援のほうは一部の人ですよ。だからちょっと性質が違うかなという気がするんで。わかりました。どうしてこれだけ外れているのかなという。チェックしていただいてきょうの審議にかけて、これはいる、これはいらぬということを検討されたんならそれで結構なんで、そういうところを今後もチェックしていただきたい。

今のちょっと子育ての面でいえば、ちょっと違うかなという気がしているんですね。全員給付の対象の問題と、一部の問題。それでいいです。私の意見です。

【寄本会長】ありがとうございました。

どうぞ。

【鍋島委員】これ、もし私のところに子どもが若くていて、これ定額と子育てと来たらずぐい面食らうと思うんですよ。というのは、定額のほうは個人ですよ。それで子育ては所帯ですよ。そうするとこれは定額給付金というほうは、未成年の場合は所帯主、保護者の所帯主が申請を出すんだらうと思うんですけども、奥さんはまた個人で出すのかもしれないけれど、ちょっとこの個人情報の問題とちょっと外れるかもしれないけれど、ちょっと教えてほしいんですけども。それで今度子育てのほうはまたそれとは別の申請書を出すわけですよ。それは所帯の人が書くわけですよ。そうすると、このごろは選挙のときも所帯で個人の選挙の票が来ますよね。世帯主で全部まとめて。そういうふうには申請書ももし所帯主で来たとしたら、このコールセンターとやらの答えも随分ちゃんとしてもらわないと全く私たち、わけがわからなくて、それから集まっているこの情報もなかなかいろいろなものが集まってしまうのではないかと思う。だから、ここのお尋ねしたいのと、もう一つは、区が振り込みをなさるということですけども、今までこんな全区民に振り込むものというのはやったことがおありなのかどうかと、それでそれは銀行に全部ペーパーを持ち込むのか、電子媒体を持ち込むのかしないか振り込めないかと思うんですけども、そうするとこの区民全部となるとちょっと銀行のほうの個人情報というのはいいのかなとちょっと思ったわけですよ。前だったら一部ですからね。そのときにも、ずっとずっと前は銀行にこういうものを渡していいですかというのがあったわけですから、それが無いものですかどうなっているのかなと。

【総務課長】まず1点目の件でございますが、基本的には定額給付金も子育て応援手当も世帯主なんです。世帯主に郵送して、世帯主の指定する口座に振り込まれるという。先ほどちょっと私が申し上げたのは、定額給付金の外国人の場合だけ個々の個人が申請可能ということでございまして、基本的にはそんな大きな混乱はないのかなというふうには思っております。ただ、その辺についてもコールセンター、あるいは今区役所のほうでもホームページとかそういうところでもそういったものもご案内していますが、その辺についてまたお問合せいただければ、適切に回答できるようになってございます。

そういう意味では、申請書の中にこちらからお送りするにはその世帯の中に登録されているご家族の名前と、それぞれの額が書いてございます。子育て応援特別手当ですと、該当するお子さんの名前の横に3万6,000円と。もう一人いけば3万6,000円、合計幾らと。これらをご指定の口座に振り込みますので、口座を指定してくださいという。それで返送していただく。こんなような流れになっていますので、もしいろいろとご疑問の点があってもコールセンターのほうで適切にきちんと回答させていただくようにしたいと思っております。

それからあと、今までこういうのがあったのかというお話なんです、多分、全区民の方にお金を全部給付するというんですか、そういうのは多分過去になかったのではないかなというふうに思います。私どもこれに似たような事務というのはどういうイメージでやったらいいのかって、やっぱり去年の11月ぐらいからいろいろと模索しながら考えていまして、だから一つやっぱり似ているのは選挙の投票の通知を郵送するとか、あと例えば健康診断を郵送して検診を受けていただくとか、割とそういうのがあるんです。ただ、お金をというのは、今まで例がないものですから、過去、地域振興券というのがありましたけれども、あれはお金ではなくて券だったものですから。そういうことでこういうようなことで、セキュリティーにも万全を期してやっていきたいと思っております。

それとあと、口座情報なんです、口座情報は区がいただいて区から指定金融機関を通じて振り込みます。それで振り込みの時期なんです、これは金融機関も郵送もそうなんです、これだけ30万人以上をもう1日でというのはとても無理です。そういうことなんで、郵送についても子育て応援特別手当は4月15日に一斉に2,800とかという数ですから郵送できますけれども、定額給付金については順次郵便番号の若いものから送っていくということで、4月10日ぐらいまでにはお届けできるというふうに思っております。それから申請をいただいて、口座に順次また振り込んでいきますけれども、大量の口座処理というのがなかなか金融機関のほうも容量がありますので、なかなか一遍に全部というのはなかなかいかないところがあるんです

が、順次やっていきたいというふうに考えています。

【久保合介委員】経験がありませんの一言で済むことじゃないの。長過ぎるよ。丁寧過ぎるよ。一切経験がありませんで済むじゃない。一切経験ないんだから。

【寄本会長】私も言わせていただきますと、これは機関委任事務でないでしょう。

【総務課長】これは自治事務でございます。

【寄本会長】自治事務ですか。

【総務課長】国からの10分の10の補助をいただくと、そういうことです。

【寄本会長】自治事務は2つありますけれども、法律上の自治事務ですか。

【総務課長】法律上ではない、法定受託事務以外の事務が自治事務ということで。

【寄本会長】自治も2つあるでしょう。区が独自で行う事務、それから法律に基づく自治事務。

【総務課長】法律に基づかないものでございます、これは。

【寄本会長】基づかないの。

【総務課長】言ってみれば、定額給付金法とかそういうようなものではなくて。

【寄本会長】基づかないんだったらやりたくないやつはやらなくてもいいということになっちゃうの。

【総務課長】そういうことも可能ではあります。新宿区はこの事務はやりませんということも可能でございます。

【鍋島委員】今この2人で見ていて気がついたんで、12ページの委託内容の4というところに、口座データの提供と書いてあるんですけども、これは違うわけですよ。さっきの、ここで話していたこと。

【総務課長】すみません、ちょっと今確認します。申請書に口座番号とか入っています。その口座データを先ほど説明したとおり区がいただくと。区から振り込むと、こういうことでございますので、口座データを提供していただく。そういうのが委託内容です。

【有馬委員】個人の口座データがわかるわけではない。

【総務課長】口座そのものを委託するということではありません。

【鍋島委員】紛らわしい。

【総務課長】すみません。ちょっと表現が。

【林委員】それと確認しますけれども、口座はしないということなんですけれども、これをチャートで見ると、きょうの広報の。通帳またはキャッシュカードのコピーを送るということは、送るほうの我々としては、非常に不安感を持つところですよ。あるいは健康保険証などのコ

ピーとかいう、人に知られたくない、まさに個人情報の固まりを全部不安を抱きながら区に送るんですが、間違いなくここに、1行、なおこれについては目的外利用しないとか、委託先にあれしないとか、安心感がないとこれはもうおさなりのあれで、何しろそれ持ってこいみたいな感じでいけないから、やっぱりそこは間違いはないんですね。これはキャッシュカードのコピーってありますけれども、キャッシュカードではだめの場合には、普通キャッシュカードのほかにも……そうか、送金だから暗証番号は関係ないですね。これはこの通帳で見ると、預金通帳ですけども、貯金通帳のほう、要するに郵便局のほうもあれもいいわけですか、今度は。

ただ、蛇足ながら申し上げますと、この間読売新聞にあれだけ大きく出て、日数の問題出ていましたね。ですから、もし親切心があるならば、一言書いておいてあげれば高齢者の方は銀行にするだろうし、私も新宿郵便局ほか、二、三にこうやって公言する以上は責任があると思って、全部行ったり聞いたりして局長さんたちに聞いたならば、郵便局の方自身が、できれば多量の金額を扱う人に、銀行さんに振り込みを指定されたほうがいいでしょうということでは言われていました。それと同時に何しろこの目の前にいる人はほとんどの人が教育を受けていない人が派遣で来ているから、入金のあるとかといっても大体1カ月かかるそうですよ。

ですから、区のほうとしては、こんなことを行政の方に言うのは僭越でございますけれども、できれば銀行、バンクのほうがいいみたいなんです。すみません、ちょっと余分なことを言いまして。

【寄本会長】それではいかがでしょうか。この件に関しましては。いくつかの条件というか、ご意見が出ておりますね。これはいずれも重要なことですから、条件といいますか、あるいはは範囲を狭めてやっていくという要望がございました。それは事務局で点検していただきまして、それでなければということを前提にして認めるという手があると思いますけれども、いかがでしょうか。

どうぞ。

【久保合介委員】この問題に限らず、一般に、せいては事を仕損じるという、今回はやるほうはこういう性格上、何で早く早くと言われるんですよ。だけれども、本当に初めての経験で大変な事業ですから、それは覚悟で本当に事故がないように慎重にやらせてもらいますということで、せいたら絶対に事故起きますから、それだけは覚悟してやっていただきたいということを申し上げます。

【林委員】ほかの区のことを試しに、ほかの区のあれを私、あれしてみたら、新宿区はこれは最終的に最も早く行った場合、お金はいつぐらいに入金されますか。4月10日に一斉にあれと

いうことから始まって。例えば銀行を利用したとして、3日かかれば。

【総務課長】郵送してすぐに申請していただいて、最短で恐らく銀行を利用した場合で4月20日。

【林委員】新宿区の動きを江戸川区だとか、あっちのほうの区とかは様子を見ているそうですから、あちらは5月ということでもう区民のほうには大体知らしめているようですから、どうぞ、手抜かりのないようによろしくお願いします。

【山口副会長】普通、契約するときの特記事項というのは聞き流しておしまいにしてあるんですが、我々は。今、いろいろなご心配もあるでしょうから、ここは8、9、10項というのがあります、8項は業務に関する報告を求めることができる、その次は9項は監査できると。10項は従業員の教育とこう書いてありますのでこれを今回だけ特別実施していただくと。途中で。今まではどの程度か知りませんが、そのことはともかくとして、今回だけはどこかで1回か2回、1、2か月の作業で大変でしょうけれども、そのどこかでこの権限、こちらの権限を十分に実行していただいて、確実にセキュリティーが守られるように実行していただくことでどうでしょう。

お願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【寄本会長】それでは今のをきちっと実行していただくことを前提といたしまして、一応了承ということでもよろしいでしょうか。

事務局、それでひとつよろしくをお願いします。

【事務局】来年度、また時期はちょっと未定ですけれども、一定の時期に今ご指摘いただいた報告等をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

【鍋島委員】あせらないでゆっくりやってください。

【寄本会長】あとは、余計なことかもしれませんが、業者さんが委託業務をしていくとそういうのをまだ出していない人、もらえるのに出していないというようなことがわかることがあると思うんですが、その場合、業者は行政当局に対してそういうことを申し上げることができるんですか。もらえるのにもらっていない人の情報はわかっていますね。そうすると業者さんはその状態を行政当局に対して、こういう状態にあるというようなことを、教えるような立場ではないんですか。

【総務課長】申請を受けて口座振込みで、全然申請がない方というのは、いずれおいおいある部分出てくると思います。その辺の情報は定期的に区のほうに来ますので、それはその情報に

基づいて区のほうから、督促という言い方は変なんですけれども、また勸奨するとか、そういうようなことは考えてございます。

【寄本会長】 考えておられるんですか。わかりました。ぜひともお願いしますね。申請主義ですから、申請していない人はだめってなってしまうと気の毒ですから。

【林委員】 橋口課長にちょっと伺いたいですけれども、前回にさかのぼって申しわけないんですけれども、コンピューターを学校に全員1台ずつというのはあれで、私としては反対のほうに手を挙げたあれを感じているだけに、コンピューターの設置はどうなってしまったのかなんて、その結果だけ教えていただけますか。

【区政情報課長】 学校におけるコンピューターの教員一人一台の配置につきましては、当審議会でも妥当ということでいただきましたので、それに基づきまして今回の21年度予算で議会のほうでも認められております。その結果について、これは21年度になってからということだと思いますけれども、この審議会でも改めて内容についてはご報告をさせていただく形になります。よろしく願いいたします。

【寄本会長】 それでは、本件は先ほど副会長がおっしゃったようなことを条件といたしまして、承認ということにいたします。

どうもありがとうございます。

本日の諮問事項につきましてはこれで終了いたしました。また報告事項も終わりました。

ご苦労さまでございました。何か関連してございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【会 長】 よろしいですか。

それではほかにないようでしたら、以上を持ちまして第9回の審議会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。どうもありがとうございました。

午後 4時32分閉会